

令和8年第2回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日(木)
開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時40分
2. 早島町役場 2階 第一会議室
3. 出席委員
 - 1番 高島 正人
 - 2番 栗坂 一郎
 - 3番 林 正
 - 4番 原 勝
 - 5番 安原 輝夫
 - 6番 日笠 太(会長)
 - 7番 眞鍋 和崇
 - 8番 増田 利之
 - 9番 佐藤 周二
 - 10番 片岡 正夫推進委員 佐藤 省三
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
 - 議案第3号 農地法第3条(使用貸借権の設定)許可申請について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について
7. 農業委員会事務局員
 - 事務局長 安原 隆治
 - 書記 片山 理恵
 - 書記 杉本 和也
 - 書記 山崎 拓哉

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和8年第2回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員10名、欠席委員0名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、4番の 原 勝委員、5番の 安原 輝夫委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第3号 農地法第3条（使用貸借権の設定）許可申請について 議題といたします。

なお、2番 栗坂 一郎委員は利害関係人でありますので、栗坂委員には一時退室を求めます。

【栗坂委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書2ページをご覧ください。農地の所在は早島字壺丁田●●●●番●、早島字七反地●●●●番、早島字七反地●●●●番、早島字七反地●●●●番●、地目が田、合計4筆で面積が5,878㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、貸主は早島町早島●●●●番地●の●● ●●さん、借主は早島町前潟●●●●番地●の●●●●さんです。申請事由は、貸主は労力不足、借主は増反によるものとなっております。位置図は3ページとなります。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之 委員からよろしく
お願いします。

8番（増田 利之君）

2月6日に現地確認を行いました。場所は、さん太しんぶん館そして坪井鉄工の北
側手になります。申請地は昨年まで●● ●●さんが耕作をされていたところでは
ら、●● ●●さんが耕作されることには何ら問題はないかと思ひます。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第3号・番号1については許可したいと思います。
いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第3号・番号1については許可されました。
ここで、栗坂委員の入室を認めます。

【栗坂委員入室】

議長（日笠 太君）

続いて日程2の報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
を議題といたします。それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書4ページをご覧ください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定によ
る届出について、番号1、早島町前潟●●●●番地の●● ●●さんの農地を、相続

により早島町前潟●●●●番地の●● ●●さんが所有権を取得されました。農地の所在は前潟字屋敷割●●●●番●、前潟字屋敷割●●●●番、前潟字屋敷割●●●●番●の合計3筆で、すべて地目が田、面積が1,484㎡です。位置図は5ページです。

続いて番号2、早島町前潟●●●●番地の●● ●●さんの農地を、相続により岡山市北区平野●●●●番地●の●● ●●さん、香川県坂出市旭町二丁目●番●●号●●●●号の●● ●●さんが所有権を取得されました。農地の所在は前潟字屋敷割●●●●番で、地目が田、面積が2,476㎡です。位置図は6ページです。

続いて番号3、早島町早島●●●●番地●の●● ●●さんの農地を、相続により早島町早島●●●●番地●の●● ●●さんが所有権を取得されました。農地の所在は早島字老丁田●●●●番、早島字七反地●●●●番●、早島字七反地●●●●番●の合計3筆で、すべて地目が田、面積が3,463㎡です。位置図は7ページです。報告は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

10番（片岡 正夫君）

事務局に聞きたいんですが、位置図の3番はどなたが耕作されるのか教えてください。というのが今荒れ地になっているので、ちょっと気にはなっているんですが。

事務局（杉本 和也君）

正確には覚えていないが、何年か前まで岡山市の●●●●さんという方が借りて作られていたんですけど、返されてからは所有者さんが管理をしているような状態です。

10番（片岡 正夫君）

どうにかしないと、道に面して優良な農地なので、荒れているのはもったいないなと思います。

7番（眞鍋 和崇君）

斡旋の希望がいずれもなしということになっているが、斡旋の希望というのは中間管理機構からの斡旋ということですか。ご案内はされていますか。

事務局（杉本 和也君）

3条の相続の届出書の様式の中に斡旋を希望するかしないかという選択肢があって、そこでなしで提出をされているということです。

7 番（眞鍋 和崇君）

非農家の方の場合、中間管理機構に預けた場合のメリットであるとか、運用や制度について十分ご存じない方もおられると思うので届け出の際にご案内をしていただいで、できるだけ農地が管理されないまま相続がされるということは避けた方がいいかなと思います。

事務局（杉本 和也君）

そこは、相続の際に様子見をするようにしたいと思います。位置図の3が市街化区域なので、市街化区域は農地中間管理機構としては使えないので、そこはどうしていくかという問題があるんですが、いずれにしても話はするようにさせていただきます。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第1号を終わります。

続きまして、日程3の報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書8ページをご覧ください。報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出についてでございますが、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字大辻●●●●番●、早島字大辻●●●●番、地目が田、面積が合計1,298㎡です。譲渡人は早島町早島●●●●番地の●● ●●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地●の●●●●●有限会社です。転用目的は倉庫用地で位置図は9ページになります。こちらについては市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりますので事務局長専決により書類を受理いたしております。報告は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

7 番（眞鍋 和崇君）

農地転用としての届出書類としては完備されているんだと思いますが、ここが倉庫用地として転用された場合に周辺環境に与える影響というのは考慮しないといけなかなと思います。どこから侵入してきて、どういう風に運用が行われる予定なの

かをお聞きになられたのか。

事務局（杉本 和也君）

市街化区域の農地の届出なんですが、調整区域の許可をするときは申請書で土地利用計画図といって、この道に接道して進入軌道を提出してもらう必要があるが、市街化区域の届出については議案書のような位置図だけでして、特に土地利用計画というのは必要な添付書類になっていなくて、事務局としてもそこまで細かな開発の計画については把握できていないのが現状です。

7番（眞鍋 和崇君）

ここの周辺の町有地と町道があると思いますが、どこが町有地でどこが町道かわかりますか。

事務局（杉本 和也君）

手持ちの地図でわかる範囲で説明しますと、位置図の5の赤い農地の西側に細い道が沿うようにあると思いますが、これが町道、法定外道路になっています。それ以外のどこまでが町の所有なのかはお答えしかねます。今わかる範囲で、西側に隣接して赤線がはしっております。

7番（眞鍋 和崇君）

どちらにしても、町有地を利用しないと侵入ができないのかなと思うんですが、町有地を使わずに侵入できる経路があるのであれば、町有地を使って倉庫用地として機能させるためには町として何らかの計画というのは知っておく必要があるのかなと思うんですけど、そういう要求はしないんですか。

事務局（杉本 和也君）

今回面積も1,000㎡を超えていますから、倉庫用地にする場合都市計画法上の開発許可が必要となります。開発許可にあたって開発区域に町の道を含めるという場合には当然施設の管理者の同意が必要となりますので、そこは今後協議されていくものと考えています。

8番（増田 利之君）

削っていったりしていますよね、備南台の下を。あれなんかの事前協議というのはあるんですか。何になるのかなと思っていたんですけど。

事務局長（安原 隆治君）

特にはしておりません。今しているのは、盛土法の中でそれに許可が基準以下のことで排水とかはしたいと思っています。今後は盛土法あるいは先ほど申しましたよう

に開発をするなら都市計画法の中で協議をするという認識をしております。

8番（増田 利之君）

そうしたら今は土堀しているだけみたいな感じ、削っていったところは。

事務局長（安原 隆治君）

伐採をしている状況という認識です。今一番の問題といたしましては、備南台の外周に通常今の開発の基準だったら、排水施設ができるところが、ここは古い開発でありまして、そういった開発許可制度以前の住宅団地の造成でございまして、一番ネックになっているのは備南台からでる外周の水の処理のことでどのようにするかということとは土地所有者と話をしているところでございます。以上です。

7番（眞鍋 和崇君）

併せて当該地周辺がその早島町の指定文化財があるということで、文化財保護地域になっていると思うんです。絶滅危惧種であることもあって、開発行為にあたっての環境アセスメント的なことも十分行ったうえでやっていかないといけないと思うので。

9番（佐藤 周二君）

この届出について所定の様式に基づいて、内容さえよかったら単に受けるだけですか。それとも受理したら受理通知もあるのか。

事務局（山崎 拓哉君）

事務局長専決で受理通知の方は事前に交付するようにしております。

9番（佐藤 周二君）

通知は出したんですね。だから届出、単なる一方通行の届出じゃないことはわかるんですけど、先ほどのご意見にもありましたように、前後関係とか後への影響とか、いろんな面からある程度は、精査まではいかないまでもチェックしたうえで届出受理の通知を出す必要があると思います。協議委員会はないからいたって見やすいと思うから、判断が、出す側にはあると思う。ただそうじゃないんだと。こういうことをやりますけど、これだけの影響は最小限ですとか、道については影響ないとか、水路はどうとかというあたりも事務局がある程度詰めたうえで、事情を聞いたうえで答えを出してやるべきじゃないかなという気がします。以上です。

10番（片岡 正夫君）

先ほど佐藤委員が言われたことと一緒にですが、ある程度のことは協議の中で話をし、そこまで言う権利が農業委員会にあるかというような話にもなってこようかと思

うんですが、転用の目的が倉庫ということになれば、やはりその協議の中で進入路がありますとか、排水の問題でありますとか、その他関連のあるところは開発の担当と農業委員会が同じ課にあるわけですから、そこらへんは今後も協議の中で試みる必要があると思います。以上です。

事務局長（安原 隆治君）

農業委員会の事務局といたしましては農地法の中で、それから佐藤委員が言われた届出というのは、書類が整っていればそれを受けるとというのが届出でございます。許可ではございません。そういった中で、組織として都市計画部局も一緒に建設課にあるということで今後何ができるか、そういったようなことは検討していきたいと考えております。片岡委員が言われたように言いすぎると、これまた困るところがございます。そういったところで現在の事務分掌で行けば建設課というところがございますのでそこは検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

3番（林 正君）

市街化だったら届出だけでいいのか。こうしますよという届出だけで。

10番（片岡 正夫君）

通常であれば開発と農業委員会の関連の分は並行しての話をすべきであろうと思うだけで。市街化だから届出だけで農地の所有が変わる、何をしてもいいというものじゃなく、農業部門から口出しできなくても、開発部門の方としての事前協議というのは必要になってくるんじゃないんですか。たとえば建設課があって同じ課の中でやっているからあれだけ岡山とか倉敷市ならどっちもの部局が出てきてこの話になるかと思うんですけど、先ほど言いましたように将来的にはそういうことをよく考えてやっていただきたいと思っております。

議長（日笠 太君）

その他のご意見ありますか。

【意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第2号を終わります。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書10ページをご覧ください。次回の農業委員会は3月10日、火曜日、10時からを予定しております。場所は早島町役場2階の第1会議室です。また議案書を

送付いたしますのでご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和8年第2回早島町農業委員会を閉会いたします。

上記会議の次第は、事務局 山崎 拓哉の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和8年 月 日

会長

議事録署名委員

番

番